





# 日高海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(54)	門さけ定第3号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(55)	門さけ定第4号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(56)	門さけ定第5号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(57)	門さけ定第6号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(58)	門さけ定第7号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）

## 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

## 3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年2月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 日高海区漁場計画変更案の作成に係る内容

日高海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10856号）に上記1の(1)～(58)に掲げる定置漁業を加える

日高海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	えさけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(2)	えさけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(3)	えさけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(4)	えさけ定第4号	(4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(5)	えさけ定第5号	(5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(6)	えさけ定第6号	(6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。
(7)	えさけ定第7号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(8)	えさけ定第8号	
(9)	えさけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。
(10)	えさけ定第10号	(2) 9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(11)	えさけ定第11号	(3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(12)	えさけ定第12号	(4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(13)	えさけ定第13号	(5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(14)	えさけ定第14号	(6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(15)	えさけ定第15号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(16)	えさけ定第16号	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。
(17)	えさけ定第17号	(2) 9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(18)	様さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(19)	様さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(20)	様さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(21)	様さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(22)	様さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(23)	様さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(24)	様さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(25)	様さけ定第8号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(26)	様さけ定第9号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(27)	浦さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(28)	浦さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(29)	浦さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては1個、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(30)	浦さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(31)	浦さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(32)	浦さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(33)	浦さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(34)	浦さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(35)	浦小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(36)	浦小さけ定第2号	(2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(37)	三さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(38)	三さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(39)	三さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(40)	三さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(41)	三さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(42)	静さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(43)	静さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(44)	静さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(45)	静さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 6月1日から9月8日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(46)	静さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(47)	静さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(48)	静小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(49)	新さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(50)	新さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(51)	新さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(52)	門さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(53)	門さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(54)	門さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(55)	門さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(56)	門さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(57)	門さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(58)	門さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。